

### 第3回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年11月22日  
 告示番号 第11号  
 会議年月日 平成30年11月26日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

#### 会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 岩 渕 道 明  
 企画係長 千 葉 奈津枝  
 主任主事 西 卷 孝 志

本日の案件 第3回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時36分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第3回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、3番 皆川 清喜 委員より欠席の旨の届出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に6番 佐藤 徹 委員、7番 佐藤 均 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、千葉係長、西卷主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。</p> <p>「報告第4号 専決処分の報告について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>それでは、1ページをお開き願います。</p> <p>報告第4号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専</p>

決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年11月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から5ページの第11号までの11件、11名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「報告第4号」の説明を終わります。

この際、ご質問を受けます。

(なしの声あり)

議 長 なければ、報告第4号の質疑を終わります。

議 長 次に、「報告第5号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長 6ページをお開き願います。

報告第5号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第6号までの6件、7筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

議 長  
議 長  
局 長

担当地域農業委員に届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土による整備分6件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第5号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第5号の質疑を終わります。

次に、「議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

直ちに内容の説明をいたします。

ご了承願います。

局長より説明いたさせます。

7ページをご覧願います。

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請7件でございます。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得をするものです。

第2号と第3号については、譲渡人が農地中間管理機構と賃貸借契約をしておりましたが、合意解約し、その後に譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

8ページをご覧願います。

第4号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成35年11月30日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第5号と第6号については、譲渡人が遠方に居住しており、また労力不足の状態にあることから、その持分について、共有者の一人である譲受人が贈与により取得するものです。

9ページをご覧願います。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請 1 件でございます。

第 8 号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

最後に、室根地域に係る申請 1 件でございます。

第 9 号については、譲渡人が経営規模を縮小したいとことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上 9 件の申請は、いずれの申請についても農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 10 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

9 番  
永畠幸一委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、一関地域の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、平成 30 年 11 月 12 日、午前 9 時から、現地調査員、農業委員 永畠、農地利用最適化推進委員 木村、菅原、事務局職員 小野寺局長、阿部主任主事、千葉主任でございます。

報告内容といたしまして、第 1 号から第 7 号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

5 番  
鈴木勝委員

それでは、大東地域の農地法第 3 条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、平成 30 年 11 月 9 日、金曜日、午前 9 時より行いました。

現地調査員、農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 佐藤、菅原、支所職員 熊谷産業経済課主任主事です。

報告内容といたしまして、第 8 号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断しました。

議 長

4 番  
千葉綾雄委員

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域、報告いたします。

現地調査日は11月9日、金曜日、午後1時30分より行いました。

現地調査員として農業委員 千葉、最適化推進委員として岩淵、菅原、事務局職員として阿部主任主事、支所職員として土屋産業経済課主任主事でございます。

報告内容、第9号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

なお、この売買ですが、門口が上下の家の土地を通っており、譲受人が通っていくということで作業上も効率的な利用が図られるのではないかと、そう思いました。

以上でございます。

議 長

2 番  
渋谷皓委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

なお、第8号について11番 石川 誠司 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

9ページの番号9番ですけれども、その中に譲渡人と譲受人の年齢が書かれていないです。

これは意識的に抜いているのですか。

局 長 補 佐

申し訳ございません。

意識的に抜いているというわけではなくて、事務局で記入漏れでございます。

大変申し訳ございません。

年齢については、後ほど事務局のほうで確認してから報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

23番  
三浦善昭委員

私からも9番についてですが、やっぱり値段が普通の地価より突出して高いような気がするのですけれども、もう少し詳しく説明をしていただけないでしょうか。

議 長

暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

議 長 局 長 補 佐	(午後 1 時55分 再開) 会議を再開いたします。 それでは、第 9 号の質問についてお答えさせていただきます。 まず、それぞれの年齢ということでございますけれども、譲渡人につきましては50歳ということでございます。 それから譲受人は51歳ということでございます。 あと、この価格についてですけれども、事務局でも申告のあったとおりに備考欄のほうに記載させていただいたということでございますので、価格がなぜ高いとか安いとかについては、わかりかねますので、すみませんけれども、よろしく願いいたします。
議 長	よろしゅうございますか。 ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議 長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第10号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を第 8 号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議 長	挙手満場です。 よって、「議案第10号」を第 8 号を除き可と決します。
議 長	次に、第 8 号について審議いたします。 石川 誠司 委員は退室願います。 (午後 1 時57分 退室) 審議願います。 (なしの声あり)
議 長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第10号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」、第 8 号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議 長	挙手満場です。 よって、「議案第10号」、第 8 号を可と決しました。

議長  
議長  
局長補佐

石川 誠司 委員は入室願います。

(午後 1 時58分 入室)

石川 誠司 委員に申し上げます。

「議案第10号」、第 8 号は可と決しました。

次に、「議案第11号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

それでは10ページをお開き願います。

議案第11号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は12件で、一関地域が 4 件、花泉地域が 3 件、東山地域が 1 件、室根地域が 2 件、藤沢地域が 2 件でございます。

第 1 号は、借受人が県発注の「中山間地域総合整備事業市野々地区第13号工事」に伴う工事用車両の駐車場として利用したいので、田1,487㎡のうち500㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年 7 月15日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地でございますが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第 2 号は、譲受人が自ら経営する動物病院の駐車場が手狭になったことから、動物病院への貸し駐車場として整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域であることから第 3 種農地と判断いたしました。

第 3 号は、借受人が県発注の「経営体育成基盤整備事業滝沢地区第 3 号工事」に伴う資材置き場、重機置き場、作業ヤードとして利用したいので一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年 5 月31日まででございます。

農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

11ページをお開き願います。

第 4 号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード

として利用したいので、田457㎡のうち325.75㎡を使用貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年5月20日まででございます。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第5号は、借受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号と第7号は、住居が老朽化したため借受人が自己住宅を建築したいので、父から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第7号につきましては、この建築工事に伴う排水管理設の工事を行うためということで、同一の事業ということになっています。

それから第8号は、借受人が市発注の「水道配水管工事」に伴う仮設事務所や資材置き場等の工事用仮設用地として利用したいので、田3,674㎡のうち519.56㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年3月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

それから第9号は、借受人が県発注の「二級河川大川筋矢越地区河川災害復旧（30災27号）工事」に伴う仮設道路及び資機材置き場として利用したいので、田2,764㎡のうち300㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年3月13日まででございます。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

13ページをお開き願います。

第10号は、譲受人が物置を設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第11号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用したいので、畑2,123㎡のうち276.72㎡を使用貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年4月30日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第12号は、借受人が県発注の「一級河川大平川筋砂子田地区河川災害復旧（30災28号）工事」に伴う仮設道路として利用したいので、田2,016㎡のうち313㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年3月12日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第11号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

9 番  
永島幸一委員

まず、一関地域の担当委員からお願いいたします。

それでは、農地法第5条現地調査の報告を一関地域の分として行います。

現地調査日並びに現地調査員については、第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、第1号、申請人が公共工事に伴う工事用車両駐車場として一時的に利用する計画があり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま。

なお、本工事は、岩手県発注の「中山間地域総合整備事業市野々地区第13号工事」であります。

第2号、申請人が貸し駐車場を整備する計画であり、排水は雨

議 長  
7 番  
佐藤均委員

水のみで周辺農地に影響はないと思われま

す。  
それから第 3 号、申請人が公共工事に伴う資材置き場、重機置き場及び作業ヤードとして一時的に利用する計画があり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
なお、本工事は、岩手県発注の「経営体育成基盤整備事業滝沢地区第 3 号工事」であります。

第 4 号、申請人が携帯基地局建設に伴う作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上でございます。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第 5 条現地調査の結果を報告いたします。

現地調査日は30年11月 9 日、午前 9 時より、現地調査員、農業委員 佐藤、最適化推進委員 佐藤、千葉、事務局職員 千葉主任、支所職員 藤江産業経済課主任主事の 5 名で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 5 号、申請地は、J R 油島駅から南東に約 6.3km の位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第 6 号、申請地は、J R 清水原駅から北東に約 660m の位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
また、第 7 号、第 6 号との関連でございますが、申請人が排水管理設工事として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第 5 条現地調査の報告を行います。

議 長  
13 番

鈴木初男委員

現地調査日、平成30年11月9日、午前10時半より、現地調査員、農業委員 鈴木 初男、農地利用最適化推進委員 千葉 久壽郎、菅原 清一、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 渡邊産業経済課課長補佐です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、東山支所から北西へ約2.2kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が現況雑種地、南側が山林となっています。

申請人が公共工事に伴う資材等置き場及び現場事務所等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われれます。

なお、本工事は、一関市発注の「水道配水管工事」であります。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域、報告いたします。

現地調査日、調査員は3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請人が河川の災害復旧工事のため資機材置き場及び仮設道路として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われれます。

なお、本工事は、岩手県発注の「二級河川大川筋矢越地区河川災害復旧工事」であります。

それから、第10号、申請地は、室根支所から北西に約600mの位置にあり、周辺は東側が山林、西側が市道、南・北側が農地及び墓地、現況は山林となっております。

申請人が物置を設置する計画であり、排水は雨水のみで、周辺への影響はないと思われれます。

報告いたします。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

議長

4番

千葉綾雄委員

議長

14番  
畠山信吾委員

藤沢地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。  
現地調査日は平成30年11月9日、金曜日、午後1時30分より行  
っております。

調査員としましては私 畠山と畠山 誠志 推進委員、それから  
佐藤 泰雄 推進委員でございます。

事務局職員は千葉 東 主任、それから支所職員としては佐藤  
希 産業経済課主事が同行しております。

第11号につきましてでございますが、申請人が携帯電話無線中  
継基地局建設に伴う資材置き場及び作業用スペースとして一時的  
に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やか  
に農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま  
す。

第12号につきましては、申請人が公共工事に伴う仮設道路等と  
して一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了  
後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと  
考えております。

なお、本工事は岩手県発注、先ほど局長補佐が大平（おおひ  
ら）川と申したようでございますが、正しくは一級河川大平（お  
おだいら）川筋砂子田地区河川災害復旧工事でございますことを  
つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

10番  
佐藤和威治委員

1点だけお聞きします。

参考までにですけれども、議案番号4号の地目は、登記簿は田  
んぼ、それで現況は樹園地ですけれども、この申請登記の仕方  
は、現況地目が違うものについては現況地目で整理をしていくと  
いう方針なのでしょうか。

局 長 補 佐  
議 長

おっしゃるとおりでございます。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

議 長

なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手満場です。  
よって、「議案第11号」を許可相当と決します。

議 長 次に、「議案第12号 農地転用事業計画変更申請に対する意見  
について」を上程いたします。  
局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 それでは14ページをお開き願います。  
議案第12号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。  
次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。  
本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が一関地域が1件、藤沢地域が1件でございます。  
第1号は、平成30年5月22日付けで、老人ホーム建設のため作業員用駐車場として一時的に利用する目的で5条許可があったものですが、近隣の水力発電施設工事を施工することとなったことから、一部を水力発電施設工事の仮設現場事務所及び資材置き場等として利用したいということから、その変更をしようということでございます。  
それから第2号は、平成28年3月3日付けで、農林水産省から岩石採取場として一時転用許可があったものですが、碎石の供給先である三陸自動車道工事が3か月程度遅れており、農地の復旧作業も遅れているため、一時転用期間を6か月延長しようとするものでございます。  
なお、変更後の一時転用期間は平成31年7月25日まででございます。  
以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第12号」の説明を終わります。  
審議願います。  
(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。  
「議案第12号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長 挙手満場です。

議長 よって、「議案第12号」を許可相当と決めます。

局長補佐 次に、「議案第13号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐 局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 15ページをお開き願います。

局長補佐 議案第13号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

局長補佐 一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

局長補佐 17ページをお開き願います。

局長補佐 本議案に係る申請は、利用権貸借が1件、所有権移転が2件、農地中間管理機構に係る貸借で個別案件が4件でございます。

局長補佐 初めに利用権貸借でございますが、第1号は、藤沢地域に係る申請でございます。

局長補佐 18ページをお開き願います。

局長補佐 次に所有権移転でございますが、第1号は、一関地域に係る申請でございます。

局長補佐 それから第2号は、大東地域に係る申請でございます。

局長補佐 19ページをお開き願います。

局長補佐 次に農地中間管理機構に係る貸借で個別案件でございますが、第1号から第4号まで、室根地域に係る申請でございます。

局長補佐 以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。

局長補佐 また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

議長 以上で説明を終わります。

議長 以上で「議案第13号」の説明を終わります。

議長 審議願います。

議長 (なしの声あり)

議長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議長 (異議なしの声あり)

議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第13号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第13号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第14号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>21ページをお開き願います。</p> <p>議案第14号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市長より、22ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。</p> <p>23ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が3件でございます。</p> <p>第1号は、一関地域に係る申請でございます。</p> <p>それから第2号と第3号は、室根地域に係る申請でございます。</p> <p>以上、各申請の内容につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分に満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第14号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第14号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第14号」を可と決します。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第15号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p>
<p>局長補佐</p>	<p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>24ページをお開き願います。</p> <p>議案第15号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。</p> <p>本議案に係る申請は6件で、一関地域が1件、花泉地域が1件、大東地域が1件、東山地域が2件、室根地域が1件でございます。</p> <p>申請の内容は、25ページの第6号まで記載のとおりですのでご覧願います。</p> <p>いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で「議案第15号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の説明をお願いいたします。</p> <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
<p>9番 永畠幸一委員</p>	<p>それでは、一関地域の現地調査報告を行います。</p> <p>調査日並びに調査員については、3条、5条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は一関ICから2.8kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・南・北側が農地となっています。</p> <p>これは平成5年頃から宅地として利用しているということで、既に農地性は失われているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
<p>7番 佐藤均委員</p>	<p>現地調査日、調査員は5条と同じですので割愛をいたします。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>

議長  
5番  
鈴木勝委員

第2号、申請地は、JR清水原駅から東に約2.6kmの位置にあり、平成7年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われておりました。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは適用外調査報告をします。

大東地域、現地調査日、現地調査員は3条と同じですので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR摺沢駅から東に530mの位置にあり、周囲は東・西・北側は宅地、南側は雑種地となっています。

平成4年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外現地調査報告書、東山地域です。

11月9日、金曜日、午前10時半より、農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、菅原委員、当局職員 阿部主任主事、支所職員 渡邊産業経済課長補佐です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR柴宿駅から北西に約1kmの位置にあり、周囲は東・西側が宅地及び原野、南側が宅地、北側が農地となっています。

昭和62年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われています。

第5号、申請地は、JR陸中松川駅から北東に約780mの位置にあり、周囲は東・南・北側が山林、西側が宅地となっています。

昭和60年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われています。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

議長

4番  
千葉綾雄委員

適用外現地調査報告をいたします。

調査日、調査員は3条、5条と同じで割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、室根支所から北西に約600mの位置にあり、周囲は東側が農地、5条転用申請中ですが、西側が宅地、南側が市道、北側が農地、現況は山林となっています。

平成10年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

報告いたします。

終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第15号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第15号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第16号 一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

26ページをお開き願います。

議案第16号 一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、議案の内容をご説明いたします。

この指針につきましては、10月に開催しました「第1回農地利用最適化推進検討会」でご説明させていただき、その後各地域で開催の「地域推進班会議」でご協議いただいた上で、本日の第3回総会で決定することとしておりましたので、本日議案として上程し、議決を求めるものでございます。

27ページをお開き願います。

指針の概要であります、「第1 基本的な考え方」ですが、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が必須業務として位置づけられたところであります。

遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規就農者の支援を行っていく必要があることから、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、この指針において、一関市農業委員会の具体的な目標と推進方法を定めるものです。

なお、この指針につきましては、平成37年度を目標年度とし、3年ごとに検証・見直しを行うことになっております。

「第2 具体的な目標と推進方法」ですが、1は、遊休農地の解消に関する項目です。

(1)の表では、目標年度には遊休農地の解消を目指すため、年間100ha程度遊休農地を解消する目標としております。

28ページであります、(2)は解消の方法についてですが、利用意向調査結果を受けた農地中間管理機構との連携、非農地判断による守るべき農地の明確化などとしております。

2は、担い手への農地集積に関する項目です。

(1)の表では、一関市で利用集積目標値を85%と設定しておりますので、それに合わせた集積目標の設定となっております。

29ページですが、(2)は集積の方法についてですが、「人・農地プラン」、地域農業マスタープランの作成・見直しへの参加、農地中間管理機構との連携などを挙げております。

3は、新規参入の促進に関する項目です。

(1)の表では、一関市の計画に合わせて、また実績等も踏まえながら、個人、法人の参入目標を設定しています。

次の30ページにかけてでございますが、(2)は新規参入の促進に向けた方法ですが、関係機関との連携、農業委員、推進委員による新規就農者のサポート、フォローアップ活動などとしております。

31ページ以降になりますが、議案第16号の資料になります。

3つの目標に対する現状についての資料となっております。

1の遊休農地の状況については、地域ごとに遊休農地の内訳として、面積とその割合をまとめてあります。

その下の2の担い手への農地集積の状況については、担い手ごとに集積面積を集計しているため、地域ごとの集積面積は把握できないところではあります、平場地域と中山間地域での集積率

議長  
14番  
畠山信吾委員

をまとめています。

その下、参考としまして、中山間直接支払と多面的機能支払の協定数と協定面積を地域ごとにまとめた表をつけてあります。

中山間や多面的に多く取り組んでいる地域ほど遊休農地等の面積が少ない傾向にあるというように見ることができると思います。

32ページをご覧いただきたいと思います。

新規参入の状況となりますが、個人の新規就農者について、5年間の実績をまとめたものになります。

新規就農者のほとんどはUターンや雇用就農者であり、新規参入者は年間1人から2人というような状況になっております。

法人につきましては、基盤整備事業の実施計画に合わせて設立されることが多く、今年度以降も年間3件以上の法人設立が予定されているところであります。

指針についての説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で「議案第16号」の説明を終わります。

審議願います。

質問というよりは、藤沢地域で話があった中で懸念されることが見受けられるということで、それを発言させていただきます。

おおむねこの指針を進めて大丈夫であろうということで藤沢地域でお話がありましたが、27ページの遊休農地の関係でございしますが、水田の転作がなくなったということで現在、山の中に転作の関係で農地のままにしていたものが多分今後ふえていくであろうという、そういうことでの遊休農地がふえる可能性があるという話が藤沢地域の中で出ました。

その話の中でも、いろいろな指針の協議を進めていく中でこの非農地判断を行い、守るべき農地を明確にするという、この指針に沿って今後活動していくであろうということで藤沢地域では認識をいたしました。

何を言っているのかわからなくなりましたが、藤沢地域ではこの指針の考え方に賛成であるということで結論づけましたということ報告いたしたくて発言させていただきました。

議長  
15番

ありがとうございました。

ほかに質疑、ご意見ございませんか。

守るべき農地と、それから遊休農地、これを明確にして

遠藤勝幸委員

18,200haの目標に達するということですが、実際、これから農地パトロールというようなことが重要になってくると思います。

それで693ha、これは遊休農地ですが、これを判定しなければならないということになると思います。

そのやり方もやはり少し考えていかなければならないと、それで、例えばどういようなことかという、畑であれば山林になってしまっていて、現地に行くことが難しくなっているといような農地がいっぱいあると思います。

やはり、そこは写真判定というようにやっていかないと効率が悪くて、693haというのは全部チェックできないのではないかとこのように思いますので、今後の農地パトロールのやり方などを検討していただきたいと思います。

議 長

答弁なしの参考意見として申し受けておきます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第16号 一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第16号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第17号 一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱の一部改正について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

33ページをお開き願います。

議案第17号 一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱の一部改正についての議案の内容についてご説明いたします。

34ページをお開き願います。

一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱の一部を新旧対照表の改正後の下線部分のとおり一部改正し、平成30年12月1日から施行することについて議決を求めるものです。

この一部改正は、新体制移行後も農地現状変更届出の報告は事務局から農業委員にのみ行っていることから、10月の運営委員会で協議し、農地利用最適化推進委員にも報告することの決定をい

ただき、今後は農地利用最適化推進委員と連携して現地確認及び指導等を行っていただくということでございます。

なお、事務の内容につきましては、今まで農業委員が行っていたものと変更はありませんが、事務局から農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に報告がいきますので、お互いに連絡を取り合いながら現地確認や指導等を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この告示をした後には来月の総会などでこの変更後の要綱についてはお配りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第17号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第17号 一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第17号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第3回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時57分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員